

社員研修講座

於：カルッツかわさき 12月8日

好感度・信頼度が上がる正しい敬語の使い方、相手に好感と安心を与える言葉遣い、ビジネス用語のポイントなどわかりやすく説明され、コロナ禍でも人を和ませ安心させる言葉の力を教わりました。



テーマ：「正しく・美しい日本語と言葉遣い」
講 師：オフィスフローラ代表 花田 恵美 氏

女性部会研修会

於：カルッツかわさき 12月11日

今回、女性部会ではコロナ禍においてテレワーク時代「オンライン会議」導入と活用のポイントを学びました。参加された皆さんは自分のスマートフォンを使ってZoomアプリで会議の練習も行いました。



テーマ：「オンライン会議・やり方研修会」
講 師：㈱E-スタヂオ 取締役社長 中邨 登美枝 氏

川崎南法人会からののお知らせです

法人会ではコロナ禍による各種事業の中止を余儀なくされるなか、税務協力団体としての役目を果たすべく、各種情報発信を行なっております。

会員企業のみならず、今後も継続して有益な税に関する情報を直接お届けする活動を行ってまいります。

以下の冊子につきまして、必要な会員企業さまに無償でご提供いたします。(送料含無料)

ご希望の方は、法人会事務局までFAXを頂くか、メールにて会社名、ご担当者さま、ご住所、連絡先、必要冊子名及び部数をお知らせください。



【法人会事務局】 FAX : 044-245-0023 Eメール info@km-hojinkai.or.jp

消費税の期限内納付を 忘れずに。



期限内納付が
難しい場合は、
所轄の税務署
(徴収担当)へ
ご相談ください。(※4)

● 消費税には
申告・納付期限^(※1)
があります。

- 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※2)。
- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額に応じて中間申告・納付が必要となります^(※3)。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※5)

● 申告・納付には
e-Taxが
利用できます。

● 個人事業者の方は
振替納税も
利用できます。

- ※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
- ※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
- ※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
- ※4 税務署に申請することにより、納税が猶予される制度があります。
- ※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書」を提出する旨の届出書を提出した場合に、自主的に中間申告・納付することができます。

法人会